

はじめに

本市では、阪神・淡路大震災などを踏まえ、大規模災害発生時における避難所の運営に当たっての基本的な考え方や手順をまとめた「避難所運営マニュアル」を、平成17年8月に策定しています。

このような中、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など、全国各地では大規模な災害が発生しているとともに、北海道においても、平成30年9月6日、胆振地方中東部を震源とする最大震度7の「北海道胆振東部地震」が発生し、厚真町を中心とした震源域では、大規模な土砂災害や家屋倒壊等により多くの方が死傷、更には、地震に伴う苫東厚真火力発電所の停止により、過去に例のない全域停電（ブラックアウト）の事態となりました。

千歳市域内でも、新千歳空港で震度6弱、市街地で震度5強が初めて観測され、幸いにも生命に係る人的被害や建物倒壊はなかったものの、停電や余震の不安による市民の自主避難が始まったことや、新千歳空港ターミナルビルの閉鎖などにより行き場を失った観光客が市内に滞留する状況となったことから、計45か所の指定避難所（以下「避難所」といいます。）などを開設しました。

そこで、「北海道胆振東部地震」における避難所の開設から得られた様々な教訓をもとに、避難所開設までの行動や手順を追記するなど、「避難所開設・運営マニュアル」として見直しを行いました。

このマニュアルは、避難所の開設や運営の基本的手順を示し、避難所の開設・運営に関わる全ての人の間で共通の認識を図ることにより、避難所での不安や混乱などを軽減し、避難所における生活の安定化を図ることを目的としています。

しかしながら、災害の発生する時間帯や災害規模などにより状況は大きく異なることが予想されることから、状況に応じた臨機応変な対応が必要になります。